

令和5年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 5. 31	R5. 7. 11	・次第 ・委員名簿 ・「東京都エネルギー問題アドバイザーボード」設置要綱 ・論点 ・参考資料 ・知事挨拶 ・議事概要 ・第1回東京都エネルギー問題アドバイザーボード議事録	62	1														（7条5号） 非公開を前提に出席者が発言した情報を公にすると、内部的な検討の円滑な実施が阻害されるおそれがあり、率直な意見交換が不当に損なわれるため。 （7条6号） 非公開を前提に出席者が発言した情報を公にすると、今後、同種の会議等のほか、関連事業において協力を得られなくなるおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をきたすため。	産業労働局産業エネルギー・政策部計画課
2	R5. 6. 30	R5. 7. 14	評価項目一覧に係る最終評価結果 (連携促進型オープンイノベーションプラットフォーム事業運営業務委託)	3	1						1	1						（7条2号） 個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。 （7条3号） 法人に関する情報であり、評価した点数の詳細がわかることにより、当該事業を営む法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条6号） 審査委員（都職員は除く）は公にすることにより、今後同種の事業を行う際に、率直な評価や採点ができなくなり協力を得られなくなるなど事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため等。	産業労働局商工部創業支援課	
3	R5. 6. 30	R5. 7. 14	入札調書 (連携促進型オープンイノベーションプラットフォーム事業運営業務委託)	1	1															産業労働局商工部創業支援課
4	R5. 6. 30	R5. 7. 14	・オープンイノベーションファクトリーに関する詳細調査委託（令和3年度）に係る入札経過調書 ・オープンイノベーションファクトリーに関する調査委託（令和4年度）に係る入札経過調書	2	1															産業労働局商工部地域産業振興課
5	R5. 7. 3	R5. 7. 13	都内事業者向けH T T実践推進ナビゲーター事業業務委託（4産産計第117号）	40	1														（7条6号） 契約目途額については、公にすることにより、今後同種契約の予定価格が推定され、応札金額の高騰につながり、適正な競争が阻害されるおそれがあるため。 予算額については、公にすることにより、契約目途額が推測され、結果的に契約目途額を公開したのと同等のおそれがあるため。	産業労働局産業エネルギー政策部計画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
6	R5. 7. 5	R5. 7. 18	〇〇株式会社に対して行われた営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月1日～4月11日実施分）、（令和3年5月12日～5月31日実施分）、（令和3年6月1日～6月20日実施分）、（令和3年6月21日～7月11日実施分）、（令和3年7月12日～8月31日実施分）、（令和3年9月1日～9月30日実施分）、（令和4年1月21日～2月13日実施分）の返還手続きの状況が分かる文書					1			1										（7条3号） 特定の事業者に対する協力金の返還手続きの状況が分かる文書により、特定の事業者が協力金を申請したか否かを把握することができ、当該事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる。本件請求文書の存否を答えるだけで、条例第7条第3号に該当する不開示情報を開示することになるため、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	産業労働局総務部企画調整課
7	R5. 7. 5	R5. 7. 18	〇〇株式会社に対して行われた営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年3月8日～3月31日実施分）、（令和3年4月12日～5月12日実施分）、（令和3年10月1日～10月24日実施分）、（令和4年2月14日～3月21日実施分）、の審査の状況が分かる文書					1			1										（7条3号） 特定の事業者に対する協力金の返還手続きの状況が分かる文書により、特定の事業者が協力金を申請したか否かを把握することができ、当該事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる。本件請求文書の存否を答えるだけで、条例第7条第3号に該当する不開示情報を開示することになるため、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	産業労働局総務部企画調整課